

宮崎県
指定難病等医療費助成システム構築・導入業務委託
調達仕様書

令和8年8月

宮崎県福祉保健部健康増進課

目次

1. 本業務の目的	1
1.1. 目的	1
2. 本業務の内容	1
2.1. 調達範囲	1
2.1.1. システム構築に係る調達範囲と対象システム	1
(1) 調達範囲	1
(2) 調達対象システム	1
2.1.2. システム構築方針	2
2.2. 本県の期待する効果	2
2.3. スケジュール等	2
2.3.1. 履行期間	2
2.3.2. 履行場所	2
3. 機能要件	3
3.1. 業務機能要件・業務帳票要件	3
3.1.1. 調達対象となる業務機能要件・主要データ・帳票要件の一覧	3
3.2. 他システム連携要件	3
3.2.1. 本県内他システムとの連携	3
4. 非機能要件	4
4.1. 前提条件	4
4.1.1. システム利用時間	4
4.1.2. システム利用者	4
4.1.3. システム利用規模	4
4.2. システム利用環境	5
4.2.1. サーバ	5
4.2.2. 端末	5
4.2.3. プリンタ	6
4.2.4. ネットワーク	6
4.2.5. ファシリティ	6
4.3. その他要件	7
5. 業務委託要件	7
5.1. プロジェクト管理要件	7
5.1.1. プロジェクト計画	7
5.1.2. プロジェクト管理	7
5.1.3. プロジェクト体制	8
5.1.4. プロジェクトに関わるステークホルダー	9
5.1.5. コミュニケーション管理	9
5.1.6. プロジェクト管理における留意事項	10
5.2. 開発要件	10
5.2.1. システム環境	10
5.2.2. 環境構築時の留意事項	10
5.3. テスト要件	10

5.3.1.	テスト方法.....	10
5.3.2.	テストデータ.....	10
5.4.	移行要件.....	10
5.4.1.	システム移行.....	10
5.4.2.	データ移行.....	11
5.4.3.	本番環境への移行・切替え作業.....	11
5.5.	研修要件.....	11
5.5.1.	研修の実施.....	11
5.5.2.	研修後のフォロー.....	12
5.6.	構築時のその他役務.....	12
5.7.	成果物.....	12
5.7.1.	納品形態及び部数.....	14
5.7.2.	納入場所.....	14
6.	その他留意事項.....	14
6.1.	業務実施時における留意事項.....	14
6.2.	関係法令等の遵守.....	14
6.3.	法制度改正への対応（案）.....	14
6.4.	第三者への委託.....	15
6.5.	契約不適合責任.....	15
6.6.	契約終了時の協力.....	15
6.7.	成果品の帰属（著作権等）.....	15

別紙

- ・別紙1_機能要件一覧
- ・別紙2_主要データ一覧
- ・別紙3_帳票要件一覧
- ・別紙4_各運用業務フロー

1. 本業務の目的

1.1. 目的

本県では、指定難病等医療費助成業務において、法・制度改正への対応、事業継続性の強化、事務の効率化及び県民サービスの向上を図ることを目的とし、新たな指定難病等医療費助成システム（以下、本システムという）を整備する。

2. 本業務の内容

2.1. 調達範囲

2.1.1. システム構築に係る調達範囲と対象システム

(1) 調達範囲

本件における調達範囲を下記に示す。

表 2-1-1 本業務における調達範囲

区分	本システム	調達対象について	
		調達範囲	特記事項 (調達範囲に含まない場合の扱い等)
ソフトウェア	アプリケーション	調達範囲に含む	
	ミドルウェア	調達範囲に含む	
	オペレーティングシステム	調達範囲に含む	
	ソフトウェア構築役務	調達範囲に含む	
サーバ環境	仮想化ソフトウェア	調達範囲に含まない	宮崎県サーバ統合基盤を使用する
	ハードウェア（サーバ）	調達範囲に含まない	宮崎県サーバ統合基盤を使用する
	ハードウェア（端末等）	調達範囲に含まない	既存端末を利用する
	インフラ環境構築役務	調達範囲に含む	
ネットワーク	ネットワーク	調達範囲に含まない	本県既存ネットワークを使用する
	ネットワーク環境構築役務	調達範囲に含まない	

なお、以下の事項について留意すること。

- ・システム構築に係る調達範囲には、本システム利用に当たって必要となるシステム資産や委託作業を含めるものとする。
- ・ソフトウェアについては、利用者が問題なく利用できるよう、必要となるソフトウェアライセンスや、その他の使用許諾を得ることとする。
- ・構築フェーズの各種作業（環境構築作業、総合テスト等）で宮崎県サーバ環境を利用するために必要な端末については、受注者にて準備すること。なお、端末を持ち込むに当たり必要な対応（本県が指定するセキュリティ設定を施す 等）についても対応すること。

(2) 調達対象システム

本業務での対象システムは下記を想定している。

[システム名]

- ① 特定医療費（指定難病）助成事務システム（マイナンバー対象事業）
- ② 小児慢性特定疾病医療費助成事務システム（マイナンバー対象事業）
- ③ 特定疾患治療研究事業にかかる事務システム
- ④ 先天性血液凝固因子障害等研究事業にかかる事務システム
- ⑤ 肝炎医療費助成事務システム
- ⑥ 肝がん・重度肝硬変医療費助成事務システム

2.1.2. システム構築方針

本業務にて調達するシステムについて、以下に示す構築方針に準ずること。

表 2-1-2 システム構築方針

要件		内容
開発方針		・ 本システムは、オープン化（特定業者による技術に偏向していないもの）された製品・ソフトウェア等を用い、機能拡張性及び保守性の高いシステムとすること。 ・ システム稼働後 5 年間は利用可能（サポートが行われる）な技術・言語を使用すること。 ・ 開発において、パッケージシステムを基本すること。
システム形態		・ 開発するシステムは、原則 Web 方式にて動作するシステムであること。
開発手法		・ 品質確保、スケジュールの遵守が可能な開発手法であること。 ・ 他の開発業務において使用実績を有すること。
開発ソフトウェア		・ 本システムの構築を遂行するために必要となる開発ソフトウェアに関しては、受託者において準備すること。
ハードウェア	サーバ	・ 本県サーバ統合基盤を活用したシステムとすること。具体的な仕様については本県との契約締結後にサーバ統合基盤運用管理事業者と調整すること。
	端末等	・ 既存端末・プリンタ等にて本システムが動作できること。 ・ 対象とする端末・プリンタ等が複数の仕様である場合、全端末にて動作できる仕様とすること。
その他		・ 宮崎県サーバ統合基盤利用にあたっては、別紙「サーバ統合基盤サービス利用書」を参照し、「2. 3 システム担当課とサーバ統合基盤の役割分担」のシステム担当課の役割について受託者で実施すること。

2.2. 本県の期待する効果

本調達において新たな指定難病等医療費助成システムを構築することにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づく情報照会及び情報提供を実施し、申請者からの提出書類の簡素化や本県での医療費助成認定業務の効率化を図る。

また、今後の PMH（Public Medical Hub）との連携を見据えたシステムを構築することにより、将来的にマイナンバーカードと受給者証の一体化を実現し、受給者の利便性の向上や医療機関の事務コストの削減に繋げる。

2.3. スケジュール等

2.3.1. 履行期間

履行期間（開発フェーズ）は契約日から令和 9 年 3 月 31 日（水）までとする。

なお、本業務のシステムが令和 9 年 4 月の別途指定する日時から本格稼働が可能となるようにシステム構築・導入のスケジュールを組むこと。

2.3.2. 履行場所

原則として、受託者社内で実施すること。必要に応じて本県施設を利用することも出来る。

3. 機能要件

3.1. 業務機能要件・業務帳票要件

3.1.1. 調達対象となる業務機能要件・主要データ・帳票要件の一覧

本システムが備えるべき機能の要件は、「別紙 1_機能要件一覧」「別紙 2_主要データ一覧」「別紙 3_帳票要件一覧」にて提示する。

3.2. 他システム連携要件

本システムが備えるべき他システムとのデータ連携の要件は、「別紙 1_機能要件一覧（情報連携機能）」にて提示する。

また、その他、本システムの特性により必要となるデータ連携についても対象に含めること。

3.2.1. 本県内他システムとの連携

本システムは、以下のような本県システムとの連携を行う予定である。なお、各システムとの連携方式については、関連するガイドラインを参照すること。

表 3-2-1 本県内他システム連携

連携先	情報等	方向	方法	頻度
宮崎県団体 内統合宛名 システム	①副本情報登録用ファイル ※宮崎県団体内統合宛名システムを経由し、自治体中間サーバに対し、副本登録を行うもの。 【内訳】 ・難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報 ・児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報 ・児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報 ②情報照会用ファイル ※宮崎県団体内統合宛名システムを経由して、自治体中間サーバに対し、照会依頼を行うもの。 ③宛名情報（個人番号・基本 4 情報等）ファイル ※宮崎県団体内統合宛名システムに宛名情報を登録するファイル。	送信	画面ファイルアップロード（本システムから CSV ファイル等を出力する） ※契約締結後に、本県から外部インターフェース仕様書を提供する。	随時
宮崎県団体 内統合宛名 システム	①情報照会結果ファイル 【内訳】 ・地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若し	受信	画面ファイルアップロード（本システムから CSV ファ	随時

連携先	情報等	方向	方法	頻度
	くはその算定の基礎となる事項に関する情報 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 ・国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報 ・医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 ②宛名情報（個人番号・基本4情報等）応答ファイル ※宮崎県団体内統合宛名システムに登録した宛名情報の結果応答ファイル。		イル等を入力する) ※契約締結後に、本県から外部インターフェース仕様書を提供する。	

4. 非機能要件

4.1. 前提条件

本システムは、本県が提供するサーバ統合基盤上に構築する。そのため、サーバ統合基盤上で動作することが前提となることに留意し、システム構成を設計すること。

※非機能要求グレード：情報システムの開発では、業務機能に関する要求以外のいわゆる「非機能要求」について、発注者と受注者との認識の行き違いや、互いの意図とは異なる理解をしたことに気づかないまま開発が進んでしまうことがある。「非機能要求グレード」は、このような状態を防止することを目的とし、重要な項目から段階的に詳細化しながら非機能要求の確認を行うツール群である。

4.1.1. システム利用時間

システム利用時間は原則 24 時間とする。

4.1.2. システム利用者

システム利用者は本県職員（会計年度任用職員等を含む）である。

表 4-1-2 システム利用規模

項目	規模
システム利用者数	30 名程度 ・ 福祉保健部健康増進課 3 名 ・ 県保健所（8 箇所） 各 3 名～4 名 ・ 宮崎市保健所 3 名
利用端末数	・ 本庁：2 台 ・ 県保健所（8 箇所）：各 2 台 ・ 宮崎市保健所：1 台

4.1.3. システム利用規模

システム利用者数、利用端末数、業務量は以下の通りである。

表 4-1-3 事務処理件数（令和 7 年度実績）

対象業務	対象作業	件数
①特定医療費（指定難病）助成事務	年間新規申請件数	1,636 件
	年間更新申請件数	8,938 件
②小児慢性特定疾病医療費助成事務	年間新規申請件数	154 件
	年間更新申請件数	791 件
③特定疾患治療研究事業にかかる事務	年間新規申請件数	0 件
	年間更新申請件数	6 件
④先天性血液凝固因子障害等研究治療事業にかかる事務	年間新規申請件数	3 件
	年間更新申請件数	39 件
⑤肝炎医療費助成事務	年間新規申請件数	106 件
	年間更新申請件数	1,130 件
⑥肝がん・重度肝硬変医療費助成事務	年間新規申請件数	7 件
	年間更新申請件数	8 件

4.2. システム利用環境

4.2.1. サーバ

サーバ統合基盤を利用するにあたり、本システムが必要とするリソースを示すこと。なお、リソース情報はシステム毎の「CPU・性能・コア数」、「メモリ」、「ディスク（システム領域）」、「ディスク（データ領域）」「搭載予定のソフトウェア」等を想定している。

4.2.2. 端末

本システムを利用する端末は、現在本県及び宮崎市にて使用している一括導入 PC とすること。ただし、本県及び宮崎市の端末の状況は、複数の利用環境があることに注意すること。一括導入 PC の代表的な仕様を以下に示す。

表 4-2-2 一括導入 PC の仕様（代表例）

【宮崎県】

No.	種別	使用ソフトウェア
1	型	・ A 4 モバイルノートタイプ
2	CPU	・ Intel Core i5 1235U (2.5GHz/3MB) 相当以上
3	メモリ	・ 8GB 以上
4	OS	・ Windows 11 Pro 64 ビット（日本語版）
5	Web ブラウザ	・ Microsoft Edge ※その他のブラウザの利用についてはデジタル推進課との協議事項
6	ウイルス対策ソフト	WatchGuard Endpoint Security 360
7	クライアント管理ソフト	SkySea Client View
8	その他のソフトウェア	Microsoft365、Adobe Reader（最新版）

【宮崎市（指定難病）】

No.	種別	使用ソフトウェア
1	型	・ A 4 モバイルノートタイプ（未定）
2	CPU	・ Intel Core i5 8250U (1.6GHz/6MB) 相当以上 又は AMD Ryzen 5 7530U (2.0GHz/16MB) 相当以上（未定）

3	メモリ	・ 8GB 以上（未定）
4	OS	・ Windows 11 Pro 64 ビット（日本語版）（未定）
5	Web ブラウザ	・ Microsoft Edge（未定） ※その他ブラウザの利用は情報政策課との協議事項
6	ウイルス対策ソフト	未定
7	クライアント管理ソフト	未定
8	その他のソフトウェア	JUST Office 5（未定）、Adobe Reader（未定）

なお、本システムが Web アプリケーションである場合、端末に搭載された Web ブラウザから利用可能であり、かつシステムの利用にあたりアプリケーション等の追加インストールを必要としないこと。

4.2.3. プリンタ

プリンタは、現在利用しているプリンタを継続利用する想定である。受託者は、本システムへのプリンタ設定を行うこと。以下に現在利用しているプリンタの仕様を示す。

なお、帳票の設定に係る調整は、宮崎県利用のプリンタに合わせること。

表 4-2-3 プリンタの仕様

【宮崎県】

型番／製造元	要素	要件
Satera LBP221 (Canon)	区分	モノクロプリンタ
	対応用紙	A4○、A3×、A5○
	給紙	カセット（×2）：250 枚、640 枚 給紙トレイ：100 枚
	配置台数	9 台（本庁、各県保健所）

【宮崎市（指定難病）】

型番／製造元	要素	要件
ApeosPrint 3360S (富士フイルムビジネス イノベーション(株))	区分	モノクロプリンタ
	対応用紙	A4○、A3○、A5○
	給紙	カセット（×2）：300 枚、600 枚 給紙トレイ：110 枚
	配置台数	1 台

4.2.4. ネットワーク

本システムはマイナンバー系ネットワークに接続する。

ネットワーク構成は、本県に設置されたサーバ群と、宮崎市に設置された専用端末（本システム以外への接続をしない）からアクセスする構成とする。

宮崎県庁と宮崎市保健所間のネットワークについては、宮崎県及び宮崎市において設定及び閉域網を構築する。

ネットワーク構成において必要なシステム側の設定は、受注者が実施する。

4.2.5. ファシリティ

サーバ統合基盤の設置場所については、本県が用意するデータセンターと閉域網等で接続された環境に設置される予定である。

4.3. その他要件

本システムは、以下に示す機能等によって情報セキュリティ対策を行うこと。

表 4-3 その他情報セキュリティ要件

要件	対象	内容
継続性要件	稼働率	年間のシステム稼働率は、99.9%を目標とすること。
性能要件	オンラインレスポンスタイム	オンラインレスポンスタイムは、3秒以内を目標とすること。 なお、業務に支障のない状態を確保すること。
	バッチレスポンス 順守度合い	バッチレスポンスタイムは、再実行の余裕が確保できることを目標とする。
セキュリティ要件	アクセス・ 利用制限	本システムは、利用者毎のアクセス管理が行われ、割り当てられた権限の範囲で操作可能な仕組みであること。
	データの暗号化の 有無	伝送データについては、SSL/TLS等の暗号化通信により第三者からの盗聴や改ざん等をされることなく安全に通信できること。 蓄積データについては、認証情報を暗号化し管理すること。
	ウイルス対策	本システムは、ウイルスやマルウェア等に対する対策を講じること。
	ログ対応	サーバログ（システムログ、アプリケーションログ、セキュリティログ等）について、取得できること。
	バックアップ 及び災害対策	障害時や災害時等にシステムを復旧できるようなバックアップを実施すること。
システム監視	監視及び対象	安定したシステム運用を実施するため、受託者にてシステム監視機能を有するシステムを構築すること。監視対象については、アプリケーション層、ハードウェア層含め、必要な範囲を検討し、本県と協議のうえ決定すること。

5. 業務委託要件

5.1. プロジェクト管理要件

5.1.1. プロジェクト計画

受託者は、本書に基づき、本システムの構築における具体的な体制、スケジュール、プロジェクト管理方針、プロジェクト管理方法等を含んだプロジェクト計画書を作成すること。

なお、進捗管理や課題管理等を行う際の様式については、本県と協議により決定するものとする。

5.1.2. プロジェクト管理

プロジェクト管理における管理項目と内容は以下の通り。

表 5-1-2 プロジェクト管理

管理項目	管理内容
進捗管理	プロジェクト計画策定時に定義したスケジュールに基づく進捗管理を実施すること。 受託者は、実施スケジュールと状況の差を把握し、進捗の自己評価を実施し、定例報告会において本県に報告すること。 進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。

管理項目	管理内容
品質管理	プロジェクト計画策定時に定義した品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。 なお、品質基準については本県と協議のうえ決定すること。 受託者は、品質基準と状況の差を把握し、品質の自己評価を実施すること。 なお、独自にカスタマイズする機能や他システムとの連携機能の開発が生じる場合は、該当部分の品質確認結果を報告すること。 品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。
課題管理	受託者は、プロジェクトの遂行状況を監視し、課題の管理を実施し、本県に報告すること。 また、プロジェクト計画時に予め発生する可能性がある課題を検討し、必要に応じ課題として管理すること。 課題発生時には、速やかに対応策を明らかにし、本県と協議のうえ、対応方法を確定し、課題が解決するまで継続的に管理すること。
変更管理	仕様確定後に仕様変更の必要が生じた場合には、受託者は、その影響範囲及び対応に必要な工数等を識別したうえで、変更管理ミーティングを開催し、本県と協議のうえ、対応方針を確定すること。
文書・セキュリティ・連絡管理	文書（成果物）、セキュリティ（情報のやり取り）、連絡（コミュニケーション方法）について管理を行うこと。

5.1.3. プロジェクト体制

業務実施にあたり受託者は本業務を確実に履行できる体制を設けることとし、以下のスキルを持った要員を配置すること。

なお、プロジェクト発足時からの要員変更にあたっては、必ず本県の下承を得るとともに、変更後の要員のスキルが前任者と同等以上であることを担保すること。

表 5-1-3 要員スキル要件

要求するスキル	スキルの詳細
プロジェクト管理能力を有する者	プロジェクト実施計画を策定し、システムの設計・開発、テスト、システムの評価、プロジェクト間の調整を行い、生産性及び品質の向上に資する管理能力を有すること。
品質管理能力を有する者	受託者の品質管理規準に従い、プロジェクトを離れて第三者的かつ客観的に、プロジェクト全般の品質状況を監査し、評価・改善する能力を有すること。
プログラミング能力を有する者	プログラミングの専門知識、オープンシステム開発言語に対する専門知識、機能設定能力、プログラム設計能力、プログラムの評価・改善技術、障害発生時の対応能力を有すること。
導入ソフトウェアに関する専門知識を有する者	- 導入するソフトウェア（OS・ミドルウェア含む）に関する専門知識と、本調達の要求事項を理解したうえで、最適なシステム構成の設計・構築・運用に係る技術及び技術コンサルティング能力を有すること。 - パッケージソフトウェア・ミドルウェア等に関するベンダ資格が存在する場合については、その資格を取得していることが望ましい。
仮想化技術に関する専門知識を有する者	仮想化技術に関する専門知識と評価、改善技術を理解したうえで、本システムの構築において最適なシステム構成の設計・構築・運用技術及び技術コンサルティング能力を有すること。

要求するスキル	スキルの詳細
指定難病等医療費助成業務に関する知識を有する者	・本業務のスコープに適合した各自治体業務に精通し、他自治体事例や自身の構築事例等を提供し、業務改善及びカスタマイズ抑制、品質向上に資する能力を有すること。

5.1.4. プロジェクトに関わるステークホルダー

開発・構築の体制は以下とし、各事業者と適宜調整を行い、円滑に作業を遂行すること。
 なお、以下については現時点の想定であり、今後変更する可能性がある。

表 5-1-4 体制と役割

組織・事業者	主な役割
県健康増進課	指定難病等医療費助成システムを所管する本県の担当。本委託業務の発注担当であり、指定難病等医療費助成システムの構築における実施管理、各関係先との調整、並びに各システムへの連携やシステム構成に関わる検討を行う。
指定難病等医療費助成システム構築事業者	本業務委託の受託者。新指定難病等医療費助成システムの構築を担当する。
サーバ統合基盤運用管理事業者	本県のサーバ統合基盤の運用管理を担当する事業者。指定難病等医療費助成システムはサーバ統合基盤上に構築されるため、そこで発生する課題・検討事項に対し適宜連携を行う。
現行指定難病等医療費助成システム運用・保守事業者	現行指定難病等医療費助成システムの提供事業者。新指定難病等医療費助成システムへの移行に伴い発生する事項に対し、適宜連携を行う。
現行業務システム等運用・保守事業者	本県ネットワークの維持管理を行う事業者、本県業務システムの維持管理を行う事業者など。
県デジタル推進課	本システムの構築において、必要な助言・会議参加等での支援を実施する。また、サーバ統合基盤、県庁 LAN 管理等に関する管理・調整を実施する。

5.1.5. コミュニケーション管理

受託者は、定期報告の会議体として、定例報告会、工程完了報告会等の定例会を設置することとし、必要な報告書類を会議開催までに完備しつつ、会議終了後、会議内容を書面で本県へ報告し、その了承を得るものとする。なお、規定した以外の会議が必要な場合は、適宜必要な会議を開催すること。

表 5-1-5 会議体設置要件

会議体	要素	実施内容
定例報告会	目的	プロジェクト計画策定時に定義したプロジェクト管理方法に基づくプロジェクト管理を実施すること。
	参加者	本県 : 健康増進課、デジタル推進課 受託者 : プロジェクト統括責任者、各領域責任者、他受託者
	開催頻度	定期的に開催することとし、詳細は本県との協議のうえ、決定すること。 本システムの構築の定例報告会は月 1 回程度と想定する。
	報告書類	進捗報告書、課題管理表、変更管理票、スケジュール、その他必要と思われる報告資料等

5.1.6. プロジェクト管理における留意事項

なお、本プロジェクトの報告に用いる様式については、受託者の様式を活用することを想定している。使用する様式については、本県と協議した上で作成すること。受注者は本県と合意した様式を使用し、前述した「コミュニケーション管理」等を示す会議の報告を行うこと。

5.2. 開発要件

5.2.1. システム環境

システム環境として、保守（テスト）環境、本番環境の2つの環境に区別すること。本県が想定する各環境の詳細を下表に示す。

表 5-2-1 システム環境

環境	各環境の詳細
保守（テスト）環境	システム改修時等に本番環境に適用する前に動作検証するために使用する保守環境の構築について、本委託範囲として準備すること。
本番環境	本番環境の構築について、本委託範囲として準備すること。

5.2.2. 環境構築時の留意事項

本システムをサーバ統合基盤に構築するにあたり、サーバ統合基盤運用管理事業者より、サーバ統合基盤の利用に関する情報提供を受けること。

5.3. テスト要件

5.3.1. テスト方法

受託者は、各種テスト計画書等に基づいて、単体テスト、結合テスト、総合テスト、受入テスト、連携対象システムとの連携テストを主体的に実施すること。

総合テストの実施は、実際の業務環境と同じ状態でテストを実施する。また、テスト実施時は事前に各関係者の役割分担をテスト計画書にて明確化すること。

なお、総合テスト、受入テストにおいて発生した障害は、必要に応じて本県へ報告を行った後、復旧作業及び原因の解明、対策を行うこと。また、性能面での問題が発生した場合には、チューニングを施すこと。

5.3.2. テストデータ

各テストで使用するテストデータに関しては、受託者においてテストデータを準備すること。なお、総合テスト以降のテスト工程において、実データが必要な場合には、別途本県と協議すること。受託者の開発環境における実データによるテスト実施は認めない。

5.4. 移行要件

5.4.1. システム移行

システム移行については、以下に示す内容を踏まえ実施すること

表 5-4-1 システム移行

対象	内容
システム移行期間	既存システムから本システムへの移行期間は、必要期間とすること。
システム停止可能日時	システム移行時のシステム停止可能日時は、利用の少ない時間帯（夜間、休日など）とすること。
並行稼働の有無	無し

5.4.2. データ移行

(1) 基本方針

システム移行は、システム運用・各業務への影響を最小限に止めるために、極力各業務の繁忙期を避け、業務に対する影響を抑制するように調整すること。また本県に事前に計画を説明し、承認を得るものとする。

(2) 移行データ

移行するデータは、現行システムに蓄積されているすべてのデータの移行を前提とする。なお、現行システムに蓄積されていない「過去データ（紙や外部媒体等で管理されているデータ）」は移行対象外データとする（委託範囲に紙データの電子化が含まれる場合を除く）。また、採用するシステムによって、必要な追加項目が不足し、登録が必要な場合は、登録を実施すること。

なお、データの移行は、職員の負担が最小限となる方法で行うよう留意すること。現行システムからのデータ抽出については、本県で実施をする予定であり、移行データの提供方法は、CSVや固定長等のテキストデータでの提供を予定している。移行対象データは以下の通り。

表 5-4-2 移行対象データ

対象		データ量
対象者数 (令和8年3月 末時点)	①特定医療費（指定難病）助成事務	9,792 人
	②小児慢性特定疾病医療費助成事務	876 人
	③特定疾患治療研究事業にかかる事務	6 人
	④先天性血液凝固因子障害等研究治療事業にかかる事務	39 人
	⑤肝炎医療費助成事務	1,236 人
	⑥肝がん・重度肝硬変医療費助成事務	15 人
既存データ	有（移行対象データは本県にて抽出し、受託者へ提供する）	

5.4.3. 本番環境への移行・切替え作業

本システムの本番稼働に際して、必要なシステム切替え作業を実施すること。

5.5. 研修要件

5.5.1. 研修の実施

利用者向けの研修とシステム管理者向けの研修を実施すること。

研修は集合又はオンラインで開催することとし、詳細は本県との協議のうえ、決定すること。

なお、研修時に発生した質問についてはFAQとして管理すること。研修の内容は以下に示す。

表 5-5-1 研修項目

項目	研修内容	利用者	管理者
システムの概要 説明	システム利用可能時間、システム概要等	対象	対象
システムの操作 説明	システムの操作説明等を行う。操作説明の際は、システム改修部分を反映したユーザ向けの操作マニュアル（管理者用・利用者用）を使用すること。なお、操作マニュアルは事前に本県の承認を得ること。	対象	対象
システムの運用・保守に関する説明	システムの運用、作業指示及び保守等に関する説明等	対象外	対象
その他必要事項	その他、システムに関する必要事項等	対象	対象

項目	研修内容	利用者	管理者
研修環境	本番環境で行う。ただし、本番環境にて研修を行うことにより、データの整合性に影響を与える恐れがある場合は研修環境での実施も許可するが、研修に必要なデータ整備・環境整備は行うこと。	対象	対象
研修場所	本県が提供する施設にて開催すること。 (30 人程度収容可能な部屋を想定)	対象	対象
研修参加者	システム利用者約 30 人を対象とすること。	対象	対象
研修開催数	必要回数実施すること。	対象	対象
研修実施方法	講義と実機を用いた操作訓練を実施すること。	対象	対象
研修用端末	本県にて提供する。	対象	対象

5.5.2. 研修後のフォロー

前述の集合研修終了後からシステムリリースまでに、利用者より挙がる質疑等に関して回答を行うこと。

なお、質疑の依頼・回答の配布については、健康増進課にて取りまとめ受託者への依頼等を行うものとする。

5.6. 構築時のその他役務

- 特定個人情報保護評価（PIA）に対する協力要請

本県が実施する特定個人情報保護評価に対して、必要な情報の提供を行うこと。

5.7. 成果物

成果物の納品スケジュールは当該一覧の「納入時期」を目安とし、原則次工程着手前に現工程の成果物について作成を行い、承認を得るものとする。

なお、パッケージシステムやクラウドサービスの利用、ドキュメントの統合などにより、成果品の作成が不要なものがある場合は、事前に本県と協議の上、成果品の納入を対象外とすることについて承認を得ること。

また、納入後 1 年間は、媒体破損、データ及びプログラム不良による納入物の再作成及び修正を保証できるように、受託者の責任において納入成果物の複製物を保管すること。

表 5-7-1 成果物（ドキュメント）案

工程	作成ドキュメント	内容	納入時期
プロジェクト計画策定	プロジェクト計画書	開発プロジェクトを運営するための計画書	契約締結後 1 カ月以内
要件分析	要件定義書	基本設計を行うにあたって必要となる要件をまとめたもの	基本設計終了時
基本設計	基本設計書	基本設計内容をまとめたもの	基本設計終了時
	運用保守設計書	本システムでの運用保守業務をまとめたもの	基本設計終了時
	移行計画書・移行設計書	本システムへの業務移行方法やデータ移行方法をまとめたもの	移行設計終了時
詳細設計・開発	詳細設計書	基本設計書を基に詳細設計内容をまとめたもの	詳細設計終了時
	システム操作マニュアル	システムの操作手順を異動事由別等の業務単位にまとめたもの	受入テスト前

工程	作成ドキュメント	内容	納入時期
	システム運用マニュアル	システムの運用手順を日次や週次、月次、年次、随時、臨時別等の処理単位にまとめたもの	受入テスト前
	障害対応マニュアル	システム障害が発生した場合のシステム終了手順や再開手順、調査手順、障害対応手順を障害エラー別にまとめたもの	受入テスト前
テスト	各テスト計画書	各テストの目的やスケジュール、体制、シナリオ等を定めたもの	各テスト開始前
	単体テスト結果報告書	プログラム単体テストの結果をまとめたもの	製造・単体テスト終了時
	結合テスト結果報告書	結合テストの結果をまとめたもの	結合テスト終了時
	総合テスト結果報告書	総合テストの結果をまとめたもの	総合テスト終了時
	移行テスト結果報告書	移行システム・ツールのテスト結果をまとめたもの	移行テスト終了時
研修	操作マニュアル	システム管理者及びシステム利用者向け操作マニュアル	研修開始前
	FAQ	システム管理者及びシステム利用者向けFAQ	研修実施後
受入テスト	受入テスト仕様書	受入テストのテスト項目や実施内容をまとめたもの	受入テスト開始前
	受入テスト結果報告書	受入テストの結果をまとめたもの	受入テスト終了時
本番移行	本番切り替え計画書（リリース計画書）	開発したシステムを本番稼働させるためシステム品質状況や運用スケジュール、体制、制限する機能などを定めたもの	本番稼働前
	稼働判定報告書	本番稼働に係る稼働判定の基準及び稼働判定までの経緯をまとめたもの	本番稼働前
	プログラム	本県の要求により変更したプログラム	本番稼働前
	著作権一覧	開発したシステムの成果物の著作権を一覧にしたもの	本番稼働前
	新業務フロー	本県で管理する業務フローに対して、運用設計で取り決めた運用手順に合わせて変更（見直し）を加えた新業務フロー	本番稼働前
	サーバ統合基盤利用関連資料	本システムの運用保守業務の中でサーバ統合基盤のサービスを利用するための申請書等	本番稼働前
プロジェクト管理	議事録 連絡票 進捗管理表 品質管理表 課題管理表 障害管理表 変更要求管理表 リスク管理表	開発プロジェクトを運営するための各種書類	プロジェクト実施中 随時

5.7.1. 納品形態及び部数

紙で2部（正本、副本）、電子で1部納入すること。

なお、電子データ提出時には、発注者が指定する納品書を合わせて提出するものとする。

また、成果品作成完了時点で最新のウイルスに対応したウイルス対策ソフトによりチェックを行い、使用したウイルス対策ソフト、チェックを実施した日付を明示した上で納品すること。

電磁的記録媒体による納品について、Microsoft 365（Word/Excel/PowerPoint）で読み込み可能な形式、又はPDF形式で作成し、納品すること。ただし、本県が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。なお、受託者側で他の形式を用い提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。

納品後、本県において改変が可能となるよう、図表等は元データも併せて納品すること。また、PDF形式で納品されるファイルについても、可能な範囲で編集可能な元データを併せて納品すること。

5.7.2. 納入場所

本県が指定する場所とする。

6. その他留意事項

6.1. 業務実施時における留意事項

- ・本県ネットワークの設定に変更が生じた場合には速やかに対応すること。
- ・本県及び第三者機関などによる監査・検査等が実施される場合は、本県の指示に従い資料作成・実地調査・質疑応答など速やかに対応すること。
- ・すべての作業において、本県の業務、稼働中の業務システム等に影響を及ぼすおそれがある場合は、事前に明らかにし、本県の指示に従い作業を実施すること。
- ・本システムの運用管理要綱など、その他本システムの関連規程を遵守すること。

6.2. 関係法令等の遵守

受託者は、指定難病等医療費助成業務に関係する法令等に基づいて適正に業務を遂行すること。

6.3. 法制度改正への対応（案）

既存の法制度の改正について、構築時・運用保守時ともに、基本的にソフトウェアのバージョン（リビジョン）アップや機能追加等により対処し、ソフトウェア保守業務の標準対応の範囲に含まれるものとする。ただし、新法によるものは、別途本県と協議のうえ、対応を定めるものとする。なお、法制度改正の分類による対応は以下の通りである。

表 6-3 法制度改正のタイミングとその対応

タイミング	内容
全国統一・定期的な法制度改正	原則保守範囲内での対応とする。なお、本県の要求によりカスタマイズが施されている機能については、カスタマイズに関与する部分においてはその限りではない。
マイナンバー情報連携に係るデータ標準レイアウトの改版	宮崎県団体内統合宛名システムとの連携に係るデータ形式等の修正について、原則保守範囲内での対応とする。
大規模法改正（抜本的な法改正や新法・新制度対応）	対応内容については本県と協議のうえ、対応を定める。
県規則・条例対応、県要望	軽微な修正（コード追加等）については保守範囲内で対応する。 対応内容については、本県と協議のうえ対応を定める。

6.4. 第三者への委託

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、成果品の品質向上のための委託、業務の効率性向上のための委託、宮崎県に本社を置く地元企業の技術力向上につながるための委託についてはこの限りでない。（再委託については、宮崎県に本社を置く地元企業を活用されたい）

なお、この場合であっても書面による本県の承認を得ることとし、再委託先についても委託者と同様の制約を負わせるものとする。

6.5. 契約不適合責任

成果品の納入後1年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良個所の修補等の必要な措置を講じなければならない。これにかかる費用は受託者の負担とする。

なお、成果品の瑕疵が本県の指示により生じたものであるときは、本規定を適用しないものとする。ただし、本県の指示が不適当であることを受託者が指摘しなかったときは、本規定を適用するものとする。

6.6. 契約終了時の協力

本システムの利用を終了する場合は、次期システムの移行のために必要なものを県の指示に従い、CSVなど一般的なフォーマットの電子データとして提出すること。また、速やかに各種データ等を受託者の責任で完全に消去すること。

6.7. 成果品の帰属（著作権等）

- 1 受託者は、本規定に定める以外の本業務による納入物の著作権、並びに翻訳権・翻案権及び二次的著作物の利用に関する権利を、本県に譲渡するものとし、この場合の譲渡に係る費用は委託料に含まれるものとする。また、著作者人格権は行使しないものとする。

- 2 納入物のうち本件プログラムについては次の定めに従い、取り扱うものとする。

（ア）本件プログラムに結合され又は組み込まれていたもので、受託者が従前から有していたプログラム（コンテンツ、データベースを含む。）及び受託者が業務の実施中新たに作成したプログラム（コンテンツ、データベースを含む。）の著作権並びに第三者ソフト及びフリーソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。ただし、本県は、納入された本件プログラムの著作物の複製物を、著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案することができる。

（イ）本県及び受託者が業務遂行において、本県の仕様により新たに作成したプログラムの著作権は、本県及び受託者の共有とし、受託者は本県の許可を得た上で、著作権法に基づき自ら利用し、又は第三者に対して利用を許諾することができる。ただし、リンクバナー等画像ファイルや本県の仕様による独自デザインを行った画像ファイルの著作権、サイト等については第1項のとおりとする。

- 3 納入物のうち前項に定めるもの以外のドキュメントの著作物については次の各号の定めに従い、取り扱うものとする。

（ア）受託者が従前から有していたドキュメントの著作権及び受託者が業務の実施において新たに受託者が単独で著作したドキュメントの著作権は、受託者に留保されるものとし、本県は、本契約に基づき本件ソフトウェアを自己利用するために必要な範囲でこれらを著作権法に従って利用できるものとする。

（イ）前号以外のドキュメントの著作権等の取り扱いについては、第1項のとおりとする。

なお、著作権等の取扱いについては、実施実務計画書提出の段階で、システム構築で導入されるライセンスの著作権等の内容によっては、上記の記載事項に関わらず双方協議のう

え、取扱いを個別に決定することもあり得る。

以上